

JIS

家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル
第 2-4 部：機器の質量によって
かん（嵌）合するケーブル

JIS C 8283-2-4 : 2012

平成 24 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	岩本佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	株式会社東芝
	大石奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田明彦	社団法人日本配線器具工業会
	熊田重紀子	東京大学
	佐々木喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田敏男	社団法人電気学会
	下川英男	社団法人電気設備学会
	鈴木篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	豊馬誠	電気事業連合会
	中根育朗	社団法人電池工業会
	中村禎之	一般社団法人日本電機工業会
	原田真昭	社団法人日本電線工業会
	飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.4.20 改正：平成 24.3.21

官 報 公 示：平成 24.3.21

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	4
5 試験に関する一般注意事項	4
6 定格	4
7 分類	5
8 表示	6
9 寸法及び適合性	6
10 感電に対する保護	7
11 接地接続の装備	7
12 端子及び終端	7
13 構造	8
14 耐湿性	8
15 絶縁抵抗及び耐電圧	9
16 コネクタの抜き差しに必要な力	10
17 コンタクトの動作	11
18 高温用及び超高温用機器用カプラの耐熱性	11
19 開閉性能	11
20 通常操作	12
21 温度上昇	12
22 コード及びその接続	13
23 機械的強度	13
24 耐熱性及び耐劣化性	13
25 ねじ、通電部及び接続	14
26 沿面距離、空間距離及び絶縁材料を通しての距離	14
27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	18
28 耐腐食性	19
29 電磁両立性 (EMC) 要求事項	19
附属書	21
附属書 AA (規定) 耐トラッキング試験	21
附属書 BB (規定) ニードルフレーム試験	22
附属書 CC (規定) 14.2 の試験用装置	23
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	24

	ページ
解 説.....	28

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8283-2-4:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8283 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8283-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8283-2-1 第 2-1 部：ミシン用カプラ

JIS C 8283-2-2 第 2-2 部：家庭用及び類似の機器用相互接続カプラ

JIS C 8283-2-3 第 2-3 部：IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラ

JIS C 8283-2-4 第 2-4 部：機器の質量によってかん（嵌）合するカプラ

JIS C 8283-2-101 第 2-101 部：電熱機器用カプラ

白 紙

家庭用及びこれに類する用途の機器用カップラー

第 2-4 部：機器の質量によってかん（嵌）合する カップラ

Appliance couplers for household and similar general purposes—
Part 2-4: Couplers dependent on appliance weight for engagement

序文

この規格は、2005 年に第 1 版として発行された IEC 60320-2-4 及び Amendment 1 (2009) を基に、我が国の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

この規格は、JIS C 8283-1 の関連する各箇条の規定と併せて適用する。

なお、この規格で独自に追加した細分箇条、図及び表の番号を 100 番台で、附属書の記号を AA, BB のように示す。

また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JC に示す。

1 適用範囲

JIS C 8283-1 の箇条 1 を、次に置き換える。

この規格は、家庭用及びこれに類する一般用で、定格電圧が 250 V 以下で定格電流が 16 A 以下の次の全ての条件を満たすカップラについて規定する。

- 接地接点がある又はない
- 交流専用 2 極
- 正確なかん合を確実にすることを、機器の質量に依存する
- 50 Hz 又は 60 Hz 電源用の、複数の部分で構成する電気機器又は電気装置への組込み又は一体化を意図している

この規格は、滑り動作以外のカプラ（コードレスアイロンのアイロン台など）には、適用しない。

注記 1 この規格に適合する機器用カップラは、通常は 25 °C 以下であるが、ときには 35 °C に達する周囲温度において使用する機器に用いるのに適している。ただし、機器用カップラの周囲温度はこれらの値を超えることがあり、これは製造業者が宣言する。最高使用周囲温度は、機器用インレットとコネクタとで異なってもよい。

注記 2 機器の質量によってかん合する機器用カップラは、通常使用においてこぼれた液体がかかることがある。これらのカップラは、製造業者の取付指示書に従って取り付けるとき、液体のこぼれに対する保護を備えているかどうかによって分類する。